

大熊町 下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託 仕様書

1 業務の目的

大熊町では、令和2年2月に「大熊町2050ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）を行い、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月には、「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）を策定し、ゼロカーボンによる復興の推進に向けた基本戦略や具体的な施策について取りまとめた。

その中でも、下野上地区におけるスマートコミュニティ事業については、町の中心部の再開発を脱炭素型で進める構想であり、令和2年度には、福島県による事業可能調査が行われ、マイクログリッド敷設や関係設備に関する基礎的な検討が完了したところである。

本業務では、事業可能性調査の成果を踏まえ、下野上地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（以下、「下野上一団地事業」という。）、一般送配電事業者等との調整を図りながら、事業実施に向けてマスタープランの策定を行う。なお、本業務は単なる計画策定ではなく、スマートコミュニティ構築、その後の運営を見据えて進めるものであることに留意すること。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 大熊町下野上スマートコミュニティ事業マスタープラン策定業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和4年2月28日まで

3 委託業務内容

本業務の受託者は、別紙「下野上スマートコミュニティ事業構想（概要）」で示すスマートコミュニティ事業構想の実現に向けて、以下のスケジュール見込みを参照しながら、スマートコミュニティの整備及び事業開始に向けて必要な検討・準備を滞りなく進めることとする。

(補足：下野上スマートコミュニティに関するスケジュール見込み)

- 令和3年 6月：本業務 開始
- 令和3年 夏 ：電線共同溝など下野上一団地事業との調整開始
- 令和4年 春 ：スマートコミュニティ整備開始
- 令和5年度中 ：スマートコミュニティ整備完了、稼働開始

(1) スマートコミュニティ整備基本設計

- ・マイクログリッド、太陽光発電、蓄電池、受変電設備、エネルギーマネジメントシステム
その他のスマートコミュニティ関連設備の基本設計を行うこと。
- ・下野上一団地事業と密に連絡調整を図り、基盤整備事業とマイクログリッドの敷設ルート
の調整を円滑に進めるとともに、開発後の需要施設の規模・種別などを見据えながらスマ

ートコミュニティ事業の検討を進めること。

- ・一般送配電事業者その他の関係者との間で必要な協議・手続きを行うこと。
- ・環境省補助事業「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業」に係る資料作成等を行うこと。

(2) ゼロカーボン推進に向けた詳細検討

- ・ビジョンの趣旨を踏まえて、下野上スマートコミュニティのエリアが、町が進めるゼロカーボンを牽引する役割を担うよう詳細な検討を行うこと。
- ・このエリアでは、再エネ率50%を当初の目標とし、2030年を目安に再エネ100%で二酸化炭素の排出を実質ゼロとすることを目指す。そのために段階的・追加的に導入が必要な再エネ設備について検討すること。
- ・併せて、下野上一団地事業の一角を占める中央産業拠点を「再エネ100%産業団地」とし、製造過程や業務施設の脱炭素化を目指すようなゼロカーボンとの相性が良い企業の立地を後押しできるよう必要な検討を行うこと。

(3) まちづくり・地域振興策の検討

- ・本事業の最終的な目的は、ゼロカーボンを推進することのみならず、そのことを通じて、生活する人々・訪れる人々が魅力的で快適な暮らしを享受できるような新しいライフスタイルを提案し実現していくことにある。
- ・顧客との広い接点やインフラ事業者ならではの強みを活かして、サブスクリプション、見守り、交通など中核となる特定送配電事業と合わせて実施するサービスについて検討し事業構想をまとめること。

(4) 運営体制・経営計画策定

- ・別途設立することとなる地域新電力会社の構想とも連携しながら、スマートコミュニティの安定的な運営体制について検討し、長期的な収支計画や設備更新を含めた経営計画を策定すること。
- ・町が保有することとなるマイクログリッドその他の設備を安全かつ確実に保守管理していくための管理委託の方法について検討すること。

4 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 委託業務着手届 (別記第1号様式) | 1部 |
| (2) 委託業務完了届 (別記第2号様式) | 1部 |
| (3) 業務完了報告書 (中間・最終共に自由様式) | 1部 |

5 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

6 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。

ウ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。

エ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により町に損害が生じた場合には、受託者は町に対してその損害を賠償しなければならない。

オ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。

別記第1号様式（仕様書4（1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着 手 令和 年 月 日
履行期限 令和 年 月 日

別記第2号様式（仕様書4（2）関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので、
届け出ます。

記

1 業 務 名

2 委託料の額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 委託期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日